

令和元年5月10日
四国電力株式会社

伊方発電所における通報連絡事象（平成31年4月分）および 通報連絡事象に係る報告書の提出について

- 平成31年4月に、当社から愛媛県ほか関係自治体に通報連絡した事象はありませんでした。
- 過去に発生した以下の通報連絡事象について、その後の調査結果を踏まえた原因と対策をとりまとめ、愛媛県ほか関係自治体に報告書を提出いたしました。

事 象	発生日	発表日	県の公表区分
1. 伊方発電所 焼却炉建家における消火設備の動作について	2月5日	2月6日	B
2. 伊方発電所3号機 出入管理室における発煙について	2月26日	2月26日	B
3. 伊方発電所1号機 補助建家排気筒ガスモニタのデータ伝送停止について	3月5日	4月10日	C

県の公表区分 A：即公表
B：48時間以内に公表
C：翌月10日に公表

(別紙) 伊方発電所における通報連絡事象の報告書概要

以 上

伊方発電所における通報連絡事象の報告書概要

1. 伊方発電所 焼却炉建家における消火設備の動作について

○事 象

伊方発電所において、作業員がハロン消火設備を点検していたところ、2月5日15時08分、焼却炉建家（管理区域内）のハロン消火設備が作動しました。現場を確認したところ、火災の発生はありませんでした。

ハロン消火設備の作動による負傷者は発生しておらず、設備への影響はありませんでした。

ハロン消火設備の作動は、作業員が消火設備の点検中に操作を誤ったことが原因であることを確認しました。

本事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響もありませんでした。

その後、ハロンガスを再充てんしたうえで、焼却炉建家のハロン消火設備に異常のないことを確認し、4月5日9時42分、通常状態へ復旧しました。

○原 因

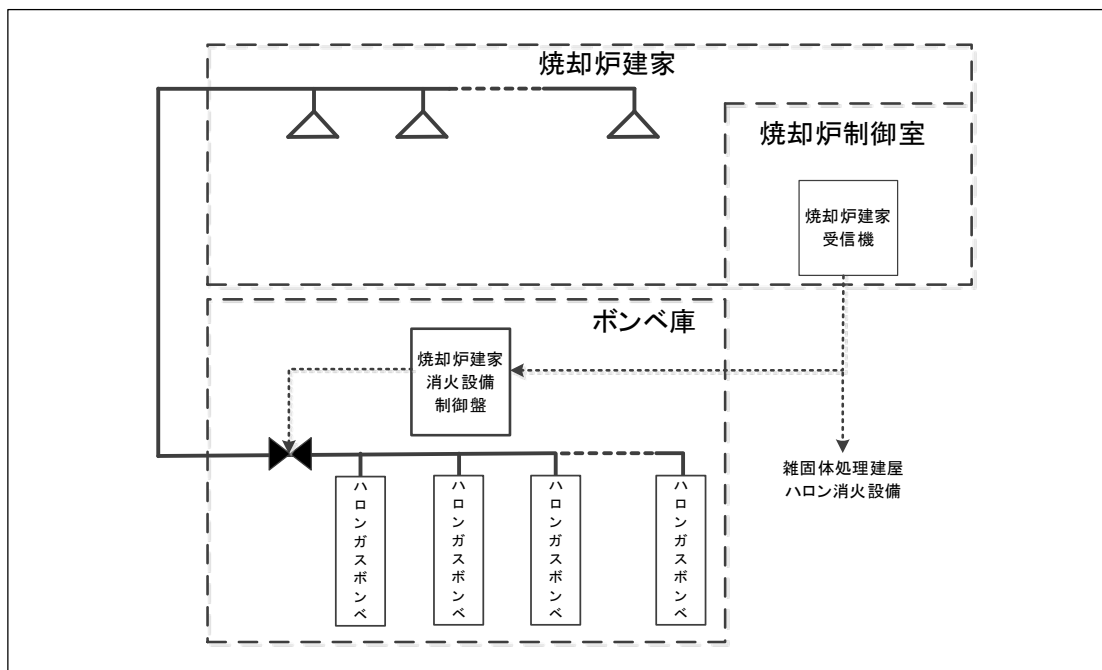
作業員への聞き取りの結果、焼却炉建家と雑固体処理建屋を監視している焼却炉制御室の火災受信機に火災の模擬信号を入力する際、入力番号を間違え、誤って入力した内容が、焼却炉設備のハロン消火設備の動作信号であったことから、今回の事象に至ったことを確認しました。

操作を誤った原因は、最初の作業であったことから作業責任者が作業員に説明しながら一人で操作を実施し、思い込みにより誤った模擬信号の入力をしたことによるものと推定しました。

○対 策

- ・誤操作防止のため、模擬入力作業時はダブルチェックを必ず行うように手順や注意事項を作業要領書に反映しました。
- ・本事象について、作業要領書読み合わせ時や作業前ミーティングで注意喚起する旨を関係者へ周知しました。

【伊方発電所焼却炉建家 ハロン消火設備概略図】



2. 伊方発電所3号機 出入管理室における発煙について

○事 象

2月26日10時46分、伊方発電所3号機原子炉補助建屋内の出入管理室^{※1}に設置している小物物品搬出モニタ^{※2}の管理区域側から発煙したことを確認しました。直ぐに発煙は止まっており、火災感知器は動作しておらず、炎も確認しておりません。その後、当該モニタ内部を確認したところ、基板の一部に変色があることを確認しました。

本事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響もありませんでした。

※1 管理区域を出入りする際に、衣服の着替えや、管理区域入退域処理（個人線量計の着用、作業件の確認、着用した衣服等の放射線量の測定等）を実施する場所。

※2 管理区域内に持ち込んだ手持ち物品（チェックシート、筆記用具 等）を、持ち出す際に当該物品の放射線量を測定する装置。

調査の結果、小物物品搬出モニタ表示器基板内の電子部品から発煙したものであることを特定しました。

その後、異なる型式の表示器に交換したうえで、正常に動作することを確認し、4月12日9時30分、通常状態へ復旧しました。

○原 因

発煙した原因は、小物物品搬出モニタの表示器の基板内の電源回路を構成する電子部品の単体故障あるいは電解コンデンサ^{※3}の液漏れが起因して、その二次側回路に過負荷が生じ、電子部品から発煙したものと推定しました。

※3 電気を蓄えたり、放出したりする電子部品

○対 策

- ・当該小物物品搬出モニタの表示器を現行品とは異なる型式の表示器に交換しました。
- ・当該小物物品搬出モニタと同じもう1台の小物物品搬出モニタの表示器も当該小物物品搬出モニタと同様に現行品とは異なる型式の表示器に交換しました。

3. 伊方発電所1号機 補助建家排気筒ガスモニタのデータ伝送停止について

○事 象

3月5日12時20分、伊方発電所1号機の放射線監視盤の点検^{※1}に伴う、緊急時対策支援システム^{※2}への1号機補助建家排気筒ガスモニタのデータ伝送の停止を事前に原子力規制庁へ連絡すべきところ、連絡しないまま作業したことを保修員が確認しました。

その後、当該監視盤の点検のため停止していた当該モニタを復旧し、13時01分に緊急時対策支援システムへのプラントデータ伝送を再開しました。

当該モニタ停止中は、別の補助建家排気筒ガスモニタにて正常に監視されており、監視機能に問題はありませんでした。

なお、その他の伝送データは問題ありませんでした。

本事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありませんでした。

※1 1号機の廃止以降、2号機との共用設備である放射線モニタを設置している放射線監視盤1号は、2号機の点検にてあわせて実施する運用。

※2 原子力発電所が正常に稼働しているかどうかを常時確認し、事故が起こった場合は、事故状態の確認・判断、今後の事故進展を解析・予測する原子力規制委員会のシステム。

○原 因

事前に原子力規制庁へ連絡する点検予定表の作成時に使用した2号機の工程表および隔離一覧表に、共用設備のモニタや1号機側のラック配列図、記録計等の情報がなかったことから、点検に伴って当該補助建家排気筒ガスモニタ(1R-14)が停止することを作成担当者が把握できていませんでした。また、点検予定表確認段階においても、具体的な運用ルールが無く、作成担当者以外が確認する手順がなかったことが原因と推定しました。

○対 策

- 点検予定表作成時に使用する隔離一覧表に共用設備のモニタを含む全てのモニタを記載し、工程表に1号機側のラック配列図や記録計等の情報を記載しました。また、点検予定表を作成する際には、作成担当者が作成した後、管理者と作業責任者が隔離一覧表と点検予定の内容に相違がないこと確認する運用に変更しました。
- 放射線監視盤点検の際には、点検予定表を持参・掲示する運用とし、作業前に作業責任者が点検予定表を確認する運用に変更しました。

【伊方発電所1号機 補助建家排気筒ガスモニタのデータ伝送概略系統図】

